いときは、四捨五入せず、割合が３分の１未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321％の場合は33.3332％まで記載すること。）。 2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。	
様式第５（第６条第５項関係） 外国人等議決権割合に係る規定の遵守のため講じた措置の実施状況報告書 年　月　日 総務大臣殿 郵便番号 住所 名称 担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。） 電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。） 法第６条第６項の規定により、　年　月　日から　年　月　日までの間の外国人等議決権割合に係る規定の遵守のため講じた措置の実施状況について、次のとおり報告します。 関係職員の知識の取得及び向上を図るために必要な研修その他の措置の実施状況 注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。	［新設］
様式第６（第７条第１項関係） ［略］	**様式第１**（第７条第１項関係） ［同左］
様式第７（第７条第４項関係） ［略］	**様式第２**（第７条第４項関係） ［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。	

（電波法施行規則の一部改正）

第三条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （附属設備） ［１～４　略］ ５　法附則第十四項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の三の総務省令で定める附属設備は、中継局その他の設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。	**附　則** （附属設備） ［１～４　同上］ ５　法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の三の総務省令で定める附属設備は、中継局その他の設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。